

## 第2章 主な人権課題の現状と方向性

### 1. 部落差別

#### (1) 現状と課題

部落差別とは、「日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」です。

厳しい部落差別の実態の中で取り組まれた各地の部落解放運動から、全国へと広がった「教科書無償配布制度」や、就職の際の「統一応募用紙」、そして「戸籍の公開制限」などとともに、学校・地域における同和教育・研修の推進により、すべての人々の人権を守る「人権文化」を根づかせてきました。

三田市においても、昭和47年（1972年）の婚約破棄結婚差別事件をきっかけに、これまでの行政・教育が根底からの見直しを迫られました。

同和対策事業としての環境改善事業では、生活環境、社会福祉施設、住宅などを整備し、就業・就労の安定対策等も実施してきました。その結果、環境面での格差は大きく改善され、実態的差別が新たな差別を生むという状況はほぼ解決されたといえます。

しかしながら、部落差別に関する差別意識は解消に向かって前進しているものの、全国的に結婚問題を中心とした差別事象、不動産売買や転居などの際に同和地区を避けるという忌避意識が一部にあります。また、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した差別書込みや特定の地区を部落問題に関連した地区とする情報を流すなど、顔の見えない悪質な差別事件も横行し現在の大きな課題となっています。

教育・啓発では、三田市においては、「三田市人権教育・人権啓発推進の基本方針」を基に、学校教育・社会教育において部落差別を解消するため、三田市同和教育研究協議会（現：三田市人権を<sup>さんだしじんけん</sup>考える<sup>かんが</sup>会<sup>かい</sup>）と学校・行政・地域が一体となって人権尊重の精神を基盤においた教育活動に取り組んできました。しかし、「自分とは関係ない」とか「差別は過去の話」という「他人事意識」や「寝た子をおこすな

論」の風潮もあり、今後ますますの教育・啓発が必要です。また、差別の不当性に気づき、差別に負けない力をつけるために解放学級での取り組みも進めています。

## (2) 今後の方向性

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、同和問題の解決を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取り組みを進めるといふ基本姿勢のもと、行政の主体性をもって差別解消への取り組みを進めていきます。

- 部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるとともに、人権侵害に対する相談については、法務局など関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 長年にわたる同和教育・啓発の成果をふまえ、依然として残る部落差別の解消のため、部落問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、必要な教育及び啓発に取り組みます。また、差別解消の主体者となる行政及び教職員等の研修を充実させ、資質を高めます。
- 国が法律に基づき実施する実態調査に協力するなど、部落差別の実態を把握し、地域の実情に応じた施策を講じていきます。とくに、現在の大きな課題であるインターネット上における差別の実態について把握していくとともに、差別書き込みの早期発見と拡散防止、教育・啓発に取り組みます。

### 三田市の基本計画等

- ・「部落差別撤廃宣言に関する決議」三田市議会 平成5年（1993年）
- ・「三田市人権教育・人権啓発推進の基本方策」 平成17年（2005年）